

流山市農業委員会  
平成24年第7回  
総会議事録

平成24年7月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成24年第7回総会議事録

1 期 日 平成24年7月25日(水)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 12番 小林 常男  
13番 須郷 英夫

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

- (1) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 1  
(2) 報告第20号 専決処理の報告について…………… 13

開会 午後4時00分

高市議長 それでは、定刻でございますので、これから会議を開きたいと思っております。大変このところ、天候の方も30度の上を行っている訳でございますけれども、熱中症に十分気を付けていただきたいと思います。日中はですね、やはり休んでいただいてゆっくりと昼寝でもしていただいて、夕方にでも少々やっていたいただければよろしいんじゃないかと思っております。

それでは、ただ今から平成24年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

12番、小林委員、13番、須郷委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第37号の「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)の1議案でございます。

また、報告事項といたしましては、報告第20号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

議題の御説明につきましては、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第37号

農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年7月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、恒久転用が2件でございます。

初めに、1番でございます。権利者は東京都墨田区に本店を置く法人でございます。また、権利者の主な業務内容といたしましては、一般乗合旅客自動車運送事業や一般貸切旅客自動車運送事業など、いわゆる路線バスや高速バス、観光バスなどの運行を行っている会社でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市下花輪の畑、1筆で、面積は334㎡でございます。

次に、転用目的ですが、現在、流山市内で運行が行われております路線バスの、バス専用の駐車場用地としたいというものでございます。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

次に、2番でございます。初めに権利者ですが、権利者は東京都墨田区に本店を置く法人で、先ほどの1番の権利者と同じ法人でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市下花輪の畑、1筆で47㎡でございます。

次に、転用目的ですが、先ほどの1番の駐車場の設置に併せまして、路線バスを運転する乗務員用の休憩所を設置したいというものでございます。

議案案内図につきましては、1番と同じく1ページと2ページでございます。

今月の5条許可申請は、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。  
大作委員長。

大作委員長 議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件ありますが、同一権利者による事業案件でありますので、一括して御報告させていただきます。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は1番についてはバスの駐車場、2番についてはバス乗務員休憩所を建設しようとするものであり

ます。

御案内のとおり、権利者は昭和初期から鉄道会社の1事業としてバス事業を展開してきた事業所ですが、平成14年10月1日に鉄道会社から独立した1社であり、主に東京都北東部、埼玉県南東部を担当する運行会社として、東京都墨田区に設立された法人であります。

業務内容としては、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業等を行っております。

昨年の年商は56億6,494万1千円で、従業員数は556名ということであります。

営業地域については、東京都足立区、葛飾区、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、川口市、松戸市、そして流山市ということであります。

5月現在の1日平均の輸送人員は、7万1,912名であります。

申請理由については、千葉県北西部を担当する権利者のグループ会社である別法人が認可を得ている南流山・流山クリーンセンター間など流山市内の3路線について、流山市から路線の新設及び既存路線の増強要望があったため、グループ内で種々検討した結果、別法人の現状では必要車両の駐車スペースの確保が不可能であることから、増強は無理との結論に至ったということです。しかし、権利者の営業所内には車両の駐車スペースに余裕があることから、所管庁の認可の変更を得て、平成23年10月1日から権利者が同路線の一部について運行をしてきたところですが、本年7月1日からは同路線の全面移管を受けることになったということでございます。また、現在、担当乗務員の休憩は「ほっとプラザ下花輪」で行っているということですが、営業時間が午前9時から午後10時までであり、ダイヤの編成上一部乗務員の休憩が不可能であることや、年末年始、休館日には使用できないことなどから休憩施設の設置を検討してきたところ、このほど関係地権者の同意が得られたことから、申請があったものであります。

次に、事業計画の概要であります。駐車場内の路盤は厚さ25cmの砕石舗装とし、道路面より数cm低くし、道路への雨水の流出を防ぎ、外周は高さ1.2mのフェンスで囲み、隣接農地への被害は及ぼさないということであります。

駐車台数は中型バス3台分であります。

また、休憩施設については、軽量鉄骨造り平屋建て8.53㎡の建築物を1棟設置する計画です。

次に、雨水は、地下浸透処理、汚水は浸透枳による浸透処理を行い、給水は市営水道を使用する計画です。

なお、トイレは設けないということであります。その理由については、クリーンセンター内のトイレを流山市から使用させてもらっており、時間外の使用

については、「ほっとプラザ下花輪」のトイレの鍵を預り、使用させていただいているということであります。

次に、近隣農地所有者へ事業説明を行ったところ、一部の方から水捌けのための流末の確保について要望があったため、申請地南側に素掘り側溝を築造するということであります。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山クリーンセンターの南東約150mに位置し、周囲は住宅や市の清掃施設などが連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

また、申請地については、流山市土地改良区から平成24年7月3日付けで、土地改良施設の利用を害さないための工事を施行することなど8項目の指摘事項について協議が整うことを条件に、農地転用は差し支えない旨の意見書が添付されております。

次に、資金計画については、建設費が577万5千円、賃借料が年額32万4千円、計609万9千円であり、全額自己資金で賄う計画で、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中とのことであります。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番（青野委員）一昨日ですね、第3小委員会で私も出席をして現地それから申請者との質疑をやり取りしたんですが、今、委員長から報告がありましたようにトイレの問題ね、どうしても私引っ掛かるんですよ。夜11時までね、事務所で乗務員が居て、そして鍵を預かっているから「ほっとプラザ」のトイレを使う、女性の方ならそこまでいくでしょうけれども、男の方だと意外とね、周辺の農地や山林に迷惑を掛けやしないのかな、そこでお伺いしたいんですが、こういう許可をする場合に条件設定ということが可能なのかどうなのか、その辺を事務局にちょっとお聞きしたい。

吉田次長 ただ今の御指摘でございますが、農地法の許可書を発行する際に条件を付けることは可能であろうかと思えます。ただし、飽くまでも農業委員会としては農地法に基づく転用許可の基準とかですね、そういったものに沿った中での判断基準になりますので、計画性の実現性とかですね、そういったところで条件を付けるものであれば可能かと思えますが、トイレの使用についての条件というふうなことになりますと農地法の範疇からはちょっと出てしまうのかなというふうに思えますので、その辺は難しいのかなというふうに思えます。以上でございます。

7番（青野委員） そうすると議長さんね、農地法上は難しいということであれば、この乗務員の休憩所を造る許可権者は都市計画部だと思えますよ。宅地許可とかね、届出をされる、建物を建てる、というところで農業委員会と市長部局の都市計画との連携を図ってね、こういう問題を農業委員会では審査したんだけど、トイレは造らずに「ほっとプラザ」を使うという答えなんだけど、そういう建築の申請をされたときにこういう指導が可能なのかなとかね、その辺についてもちょっとお聞きしたい。

岡田局長 その関係につきましては、農業委員会についての及ぶ範囲については次長の方から申し上げましたけれども、建築行為等々の部分についてはそれを制限するかしないかということですが、要はそこにどう利用者がどう機能するかということに着眼して行くべきだと思えます。一義的には当然生理現象として至近距離のトイレを使うということが成立をした場合には、そこに簡易トイレを付けなきゃいけないというそういう制限を加えるような思想が恐らくないんじゃないかなと、ただし、やはり性善説だけじゃなく性悪説というものもやはりよく見なければいけないと思えますので、距離的に私も歩いて直線で行けば150mか200mかも知れませんが、敷地をカギ形で行くともうちょっと距離があるのかなと。10時までは営業していても合鍵は持っていても確かにちょっと用を足した方が早いということで、敷地内で用を足してしまう場合があると思えますね。その辺はどう建築部門の方で指導するかということで、我々も危惧している意見をですね申し述べて、それが可能かどうかはちょっと我々の農業委員会としてそれを義務付けさせるということについては、ちょっといわゆる裁量外といいますか、明確とした意見を述べることは可能なのではなからうかというふうに思えます。ただ、逆に都市計画部門でそれをもってしてしなければならぬ条件として付すことが可能かどうかちょっとそこまでは解釈上はしてありません。ちょっと回答にならないかも知れませんが、考えられる場合というのは経費節減であるということ、小委員会等でもヒアリングの中で言っていましたから、そうすれば職員のバスの運転手さんのそういう利便性が向上すれば、簡易トイレなど汲み取り式の設置などは経費だけの

負担であれば要は簡単なのではなからうかなと思います。一応そこら辺は意見を述べさせていただくというふうにはしたいと思います。

高市議長 農業委員会としての、土地のね、バスを置く土地、農地に対しては許可を貰う、ここでやりますけれども。ただ建物の構造に関しては農業委員会は関係ございませんからはっきり申し上げましてね。ですからその辺は建築指導課なり、何らかの許認可というものを取っていただく。農業委員会は土地に対するものはこれは結構なことでございます。本会議に諮ってですね。その辺は青野委員が言うように建築指導課の対処がありますよね。はっきり申し上げて。土地に関しては、我々は許可しますよでいいんですけど、その辺は局長、やはり話し合ってみなければいけないな。

岡田局長 はい。分かりました。今の件もそうですが、一つだけちょっと私も確認できていなかった点があります。バス会社の方で「ほっとプラザ」のトイレのスペアキーを一応貸与を受けているということですが、その鍵についてですね、施設管理者としてそれを認めたのかどうか。一旦その行為がずっと詰め所があると、出来たことによって解消された場合には先ほどおっしゃられたように、トイレを使わないでそこらへんでやられては困っちゃうし、農地への垂れ流しも困りますので、その辺は嚴重にですね対応して行くと同時にですね都市計画の方から指導させるというふうにして行きたいと思います。

相手が今日まで善良な事業者であることからそのまま聞き流してしまいましたが、施設管理者側としてもいつそういう契約をしたのか、その辺を確認する必要がありますし、休日における施設管理上の問題もありますので、確かにどのように使われているのか確認をした上で都市計画部門に照会してみたいと思います。

高市議長 ただね、一言申し上げますと、この「何とかプラザ」のですね防犯上の問題で何で鍵貸しておくのかね。市としてですよ、そういうことがですね、万が一ですね、事故が起きた場合はそれは市の責任ですよ。その辺を市長が認めているのか、或いは「ほっとプラザ」が貸したのか、その責任者が全部認めているのか、その辺をやはりね、調べる必要ありますよ、はっきり言って。おっしゃるとおりね、何もなければいいけれど、防犯上、もし万が一何かがあったときにはですね、これはその辺がちゃんとはっきりしていないとですね、後々問題になってくると思うんですよ。そう思うんですけど、青野委員どうですか。

7番(青野委員) 私はね、農地をね、結局地主と契約をして、いいんですよこれは。だけど、500人以上の従業員を抱えて、ましてはこの周辺における年商50億からの大企業が事務所を建てて、それは明らかになったのは質疑で明らかになった訳ですよ。トイレないけどもどうしたんだと、いや、「ほっとプラ



ザ」借りているんですけれど実は、鍵はどうやっているんだと。夕べ一晩考えて、ただそれではね農地に影響出てきやしないのかなと、周辺住民に、そういうことを考えたんでね。小委員会に出ているね、終わった後こんなこと言うのは失礼だと思ったんですけれども、議案が一つしかなかったものですから、意見を述べながらね、皆さんにも理解を求めて、それじゃ市長部局と連携を取ってね、それでは指導したのがいいんじゃないのということになれば、局長なり次長が都市計画部の方へ行って、農業委員会としてはやはり農地に垂れ流しは困るよという心配も出てくるから、うまく指導してやって下さいと。

高市議長 それとね、防犯上の問題も出て来るようであれば、その辺は結局最終的には市長だけれど、市長がよくて施設の鍵を預けたというような形になる訳ですからね。その辺はちゃんとしっかりしておかないとならんと思うんですね。どうですか、皆さん。

4番（中村彰男委員）確かにこの農地をどう利用するかということですが、飽くまでも建物を建てるという中で常識的な問題ではないかなと思うんです。私も申請が上がった時に事前に申請者をお呼びして、ヒアリングをする訳じゃないですか。地域の人に迷惑かけないですか。安全対策はどのように施しますか。皆さんに聞く訳じゃないですか。当然あって然るべき、そういう指導があって然るべきだと思います。また、聞きますと当然仮設でいい訳ですからこれだけの年商のある事業者ですから。また、一事業者に対して簡単に鍵を貸し出すということ自体が普通には常識的に考えられないと思います。

高市議長 市の行政的な問題が絡むと思うんですよ。

4番（中村彰男委員）一事業者に対し公的機関が優先的に貸し付けていいんですか。我々がその立場になった場合、あの事業者に貸して、なぜ我々に貸していただけないのか大きな問題になると思いますから。確かに駐車場だけだったらこういう問題は何も出ないと思っております。

高市議長 ですから私が言うとおりにね、最終的な責任がございましたから、駐車場に関しては農業委員会としては取り扱い結構です。だから委員の皆さんにそれは審議していただく、当然の話ですね。ただ建物に関してはですね、我々は関与できないですよ、正直言って。

4番（中村彰男委員）言えないまでも、多少は農業委員会の指導はすべきではないのかなと思います。出入り口は道路課さんと協議して下さいという話になりますと、ここの出入り口は2か所ありますかね、カラー舗装ですから、普通ここは歩行者だけの道路の構造な訳でありますよね、すると出入りする中型バスはかなりの重量なものですから、ではこの辺の指導はどうなるのと聞かれた場合は、これは担当部局が違うから俺には関係ないんだ、それは道路課と協議してくれという話になるのか。

高市議長 インターロッキングのところね。

4番（中村彰男委員）道路は違うからそれは関係ないよと、関係ないということは一元的に言えることではないのかなと。

岡田局長 その点でありますけれども、道路管理は道路管理者としての権限或いは許認可ということがあります。私どもは、その出入りに関しては当然そこを跨ぐ訳ですから道路に関するルールに従って、それを施工するという案を提案する。農地である敷地に対しては砂利敷きと砕石を敷いてやるということになりますし、また、それが浸透式ということですね、水の排水をそこから出さないという形にしております。我々の守備範囲としては農地法という考え方で、縦割り型社会という言い方になってしまいますけれども、農地法の範囲の中でしか判断できない、ですからトイレがない、或いはカラー舗装がこうでなきゃだめだということは、我々としてはそこまで入って行けない、ただ、それぞれの部署で協議を重ねてきてのこの案件ということとして、今日に至ってその最終的な土地利用についての申請ということになっておりますので、ですからカラー舗装にしますと、インターロッキングと同じ色合いにするんだとかですね、まったく異質なアスファルトの鼠色ということじゃなくて、カラー舗装というそういうものに合わせて行くんだとか、ということがその道路課の中からも指導を受けてそういうことにしたということを知り及んでおりますので、我々からはもしそういったことがなければ一応お尋ねはしますが、それをもって制限を加えることはできないのかなとそういった見解でございます。

14番（水代委員）例えばですね、これが車庫じゃなくて、色々な今までの案件の中でも色々な怪しげな建築業者が農転掛けて、建物を建ててはいけないところにですね、色々な建物建てたとかそういうことが過去にまああるんですよ。実際には例えばその農転を掛ける段階で、こうこうこうしますよという企画、計画をきちっと立案されているものに対して、それであるならば農転してもいいだろうというそういう許可範囲の中ですね、ここの車庫の場合でもですね、建物があるならば最低限簡易トイレを設置して下さいというような、当然設置しますという向こうの立案があって当たり前のことですから、それは指導としてきちっと言ってもいいのではないかと思うんですね。実際、後、問題はこの路線バスの「ほっとプラザ」のところですか、この建物のところの停留所が発着地になっている訳ですね、最終のね。今、現段階ではここの道路のところにはバスが停まっていて、そこから出発して行くんだと。ただ結局そこが発着地だから運転手さんもそこでトイレを頻繁に使ったりやっていると、その路線バスの認可の段階ですね、そういうことが元々暗黙の了解であったのかどうかの確認を取る必要がありますし、簡単に立ち小便されるよりはトイレを使ってもらった方がいいよというくらいのことだったのではないかと思うんですが、実際

にはやはりそういう公の建物ですね鍵を預かるということ自体がやはりおかしいことで、そういうところはトイレをきちんと造ってもらって、簡易トイレでいいですよ。「ほっとプラザ」使っても構わないけれども、そういうことははっきりしてもらって許可した方がいいのではないかなと思うんですが。

高市議長 事務局どうしたらいいんだ。建物に対しては農業委員会は関係ないんだなはっきり言って。これに対しては建築指導課でもって取り扱うべき問題なんだな。それが一つとね。もう一つは・・・

岡田局長 それを条件にして、だめだ、いいよ、とか言うことは、この委員会としては権能外ということですよ。ただ言う意見は言ってもそれ以上制約をなさなければならぬということには出来ない。

高市議長 それは分かっている。だけどね、市も「ほっとプラザ」の鍵を貸してしまうということ自体は、防犯上の問題や何か諸々あると思うんだよ・・・

岡田局長 それはその施設としての管理者の管理責任を確認する必要があると思います。

高市議長 それは確認しなければいけない。

岡田局長 ですから、それを根拠にしてこれが駄目だというふうにはならないというのが今回の案件でございます。

高市議長 それは分かったよ。それは車を置く場所に関しては問題ないんだよ。

山口次長補佐 それでは私の方からまとめさせていただきたいと思います。今の仮設トイレの関係、確かにこれにつきましては協議の段階から、確かにトイレがないということで色々問題になっておりました。それで小委員会の中でも関係者に質問したいということで、質問項目に入れまして、農業委員さんから質問をしていただいたところでございます。これにつきましてはですね、農業委員会は、先ほども局長及び次長からもですね、お話がありましたように飽くまでも農業委員会として許可できるもの、許可基準の要件を満たしているかどうかは審議させていただきました。最終的に許可書を出すのは関係法令、要するに都市計画法、宅地課ですね、そちらと、後、道路管理者と協議が全部整った段階で、なお、かつ、県からの諮問の結果に基づいて許可書を発行するという作業になります。ただ、今のこの中では農地法に基づいて今日は御審議いただくという形になります。後、宅地課の休憩所につきましては、宅地課の方で協議しているという見方もあるんですけども、実際に居住用の建物ではないということですよ。飽くまで休憩室です。ですのでその中で休憩が取ればいいという、目的が達成できればいいという建物という形で書かれてはおりますけれども、これにつきましても私どもの方から宅地課の方に、できるだけ簡易トイレを設置していただきたいと、建物自体は今、吉川の営業所の方にあるものをこちらに移設するということですので、その中にはトイレというものはご

ざいませぬ。ですので、新たに仮設トイレというものをどうにかできないかということでお話はしてあります。また、協議する段階で、許可書を出す段階でも、また先方に対して、そこら辺を関係者を通じてお話していただきたいという形での御相談はいたします。しかし、宅地課、関係課の方ですね、基準にあっているということであれば、これはもう許可書を出さなければならないという形になってきますので、これは私どもの方から、農業委員会から関係課の方には一応お願いはしておきます。また、今日、このような農業委員さんからの意見があったということは、関係者に伝わるようにはいたします。そのような形でのお願いということを進めて行きたいと思ひます。以上です。

高市議長 ほかにございますか。はい、中村委員。

4番(中村彰男委員)休憩所の前にある雑排水浸透枘という枘の形状が入っているマークがありますが、これは因みに使用目的は何ですか。

山口次長補佐 今、中村委員から質問のありました雑排水の浸透枘の件ですけれども、こちらの方につきましては休憩所の中にですね水道を引きこんで手洗い又は飲料、お茶を飲んだりできるようなものが必要だということで、流しを設置いたします。この流しから出た雑排水につきましては、敷地内で浸透枘を使って処理をするという計画でございます。ですから、敷地から外には一切排水は行わないという計画であります。以上です。

4番(中村彰男委員)水道は、引き込むということですね。

山口次長補佐 市営水道です。

4番(中村彰男委員)それでは、休憩所の中はそういう形で浸透、後は全体的な浸透に対しては砂利敷きですから、飽くまでも浸透のみという理解ですね。

中に宅内枘は設けずに、雨水なるものは浸透のみということですね。

山口次長補佐 駐車場内につきましては、碎石舗装という形になりまして、約25センチメートル厚のものを敷き込むということで、実際にはその道路よりも低くやりますので、オーバーフローはしないようにという形になってございます。

高市議長 ほかにございますか。はい、酒巻委員。

5番(酒巻委員)先ほど委員長の説明で、8項目の指摘事項について協議が整うことを条件に、農地転用は差し支えない旨の意見書が出ているということですが、日付けを確認したいんですが、いつ付けで出ているんでしょうか。

大作委員長 平成24年7月3日付けです。

5番(酒巻委員)それからもうちょっとあるんですが、図面の方見ると、今、排水のことについて言うておりましたが、雑排水はそこに浸み込むということですが、左側のバスの出入り口のところに何枘というんですか、(集水枘の声あり)何の水を集めるんですか。雑排水は分かったんですけども。浸透させる

からそういう水は出ないということでしたが、何でここに柵があるんですか。水を集める柵、何の水なんですか。

大作委員長 想定ですが、ここは台地と平地といいますか田圃ですから、地下水が湧くところなんですね。ですからその溢水を防ぐために柵を造るのか造ったのか分かりませんが、そういう想定が出来るんですよ。この道路を造るときに、そういう集水柵、地下水が非常に湧くようなところなんです。台地と平地の境目なんですから、昔、沢カニが獲れたところなんですから、だから、その水を集めるために、道路を築造するときに造ったものではないかと思うんです。想定ですけどもそういうことが考えられます。

4番(中村彰男委員) この集水柵とグレーチングは新設ですか、それとも既存のものですか。

山口次長補佐 これは新設ですね。

4番(中村彰男委員) 新設だった場合、今、委員長からあった説明とは・・・  
大作委員長 新設であれば、今、言った道路を造るためのものではなく、駐車場を造るために・・・

4番(中村彰男委員) この集水柵というのは新設のグレーチングのために造られたものではないんですか。グレーチングの両サイドに4か所ある訳ですよ。そのための集水柵ということで理解して、飽くまでも道路の絞り水に対してではないのではないですか。

15番(石井委員) 新川耕地の場合は、農免道路上に広域下水道と上水道がありますよね。南部土地改良区の下には用水はあるけれど、広域下水道は通っていないんですか。台地の下水は何処へ流しているんですか。あの辺の地区、下花輪地区、三郷地区は。

岡田局長 カラー舗装の両サイドにあるグレーチングの集水柵ですが、既存の施工されている状態でバス車両が入ると、U字溝が弛んでしまうということから、少々重量でしかも幅のあるものというんですか、それを敷設するということなんです。その時に落ち蓋式ですとコンクリートに負担を掛けるものですから、バスの重量で破損してしまうということ等から一般的にそういうグレーチングが使われているということで、既存のものより若干頑丈なものをいれるというようなことから両サイドに集めているのであろうと思われるものが今回書かれているというふうな解釈です。もう一つ、その下にある公共下水云々というのは私も情報を把握しておりませんので、・・・

山口次長補佐 ちょっと私の方から、図面等及び写真から判断させていただきますけれども、このグレーチングのところにつきましては、確かにバスの出入口のため、カラー舗装をし、補強のためにグレーチングカバーを掛けるという形で、実際、現在、このところはですね、歩道等の間にはU字溝が現在入っ

ています。その補強のためということで、U字溝の蓋ではなくてグレーチングで行うと、その両側にその雨水対策ということだと思いますけれども、集水枘が設けられるという形になっております。また、道路側につきまして暗渠の側溝が入っております。確かにこれが用水なのか雑排水の処理なのかは、道路課の方で確認を取ってみたいとはっきり分かりませんが、現在はU字溝が全部敷設されているところを補強するという形です。

5番（酒巻委員）それは道路として、耐えられるようなものですか。

山口次長補佐 一時的に溜めて、なおかつ、今までは上蓋だったんですけれども、グレーチングにして、多少そこは雨水だけは入るといふ形の処理になります。

岡田局長 コンクリート式の蓋ですと、やがて劣化して脆くなって駄目になる、ですから金属の細かい網目というんですかね、ああいうものを入れることで透りもよくなるし水捌けもと、ただし、さっき言った水捌けは敷地内のものは道路に来させないということがルールになっていますので、恐らく歩道等に溜まったものがそちらに自然に流れると、でも傾斜がありますので恐らく道路側の方には流れて来ないと、したがってそのグレーチングとは補強という意味、落蓋式のものを金属板にして蓋をしているにすぎないということで、路盤を傷めないということを基本的に考えているということです。

高市議長 奥は平らで10.0だかな。

山口次長補佐 この奥は平らになります。しかし、敷地内は少し下がっています。

5番（酒巻委員）もう一ついいですか。今言っていた左側の出入り口の浸透枘というところのすぐ上に書いて×したのがありますね。これは何でしょうか。

山口次長補佐 水道のメーターですね。市営水道という表現で図面の方は書かれています。

5番（酒巻委員）ここは確か公共下水道は、地下30m下に市川の方に行っている本管が入っているんですね。今言った市の水道管ですけれども、以前にもあった資材置場ですけれども、あちらはあそこに用水路があるんですけれども、下花輪方面のここは市の水道管が入っているところ、ここにやはり用水管が入っています。図面にはないですけれども、本当はここに書いてほしかったなと思います。ここに樋管が入っています。このところは13個ぐらいだったかな。本当は表示がほしかったなと。

山口次長補佐 はい、分かりました。

高市議長 ほかにございますか。ほかに質疑なしと認めてよろしいですか。

（よろしいの声あり）

高市議長 これより採決を行います。

議案第37号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第37号の案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第20号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

報告第20号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年7月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の御報告は3件で、移転の原因につきましてはいずれも相続によるものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は埼玉県三郷市の方で、平成23年7月30日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市こうのす台にございます農地合計3筆で、3,245㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市小屋の方で、平成24年2月14日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市小屋にございます農地1筆で、76㎡でございます。

次に、3番でございます。届出者は流山市下花輪の方で、平成23年12月15日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市下花輪にございます田3筆と畑12筆、合計15筆で、5,847㎡でございます。

今月は、以上の3件、合計19筆で、9,168㎡ございました。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

2番の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は12件で、先月の6月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が8件、工場用地が1

件、店舗が2件、駐車場が1件でございました。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、12件、19筆、4,541.54㎡、地目別の内訳につきましては、田が5筆、2,017㎡、畑が14筆、2,524.54㎡でございました。

続きまして、議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の6月分でございます、合計で26件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございますが、売買が23件、贈与が3件でございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が22件、店舗が2件、駐車場が2件でございました。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、26件、37筆、11,643㎡、地目別の内訳につきましては、田が14筆、4,148㎡、畑が23筆、7,495㎡でございました。

御報告につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。  
高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時57分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年7月25日

流山市農業委員会長 .....高市 正義.....

流山市農業委員会委員 .....小林 常男.....



流山市農業委員会委員 須郷 英夫